

# ジェネリック医薬品利用による軽減額通知

【日頃、服用している薬をジェネリック医薬品にすると、どれだけ個人負担額が軽減できるのかのお知らせ】

ジェネリック医薬品とは、新薬（先発医薬品）の特許期間が切れた後、新薬と同じ有効成分で製造された薬のことです。先発医薬品のように膨大な研究開発費がかからないため、価格が新薬の約2割～8割と安いのが大きな利点です。医療機関から薬を処方されたとき、可能な限りジェネリック医薬品をもらうようにすれば、薬代の節約（個人負担額の軽減）に役立ちます。

## ジェネリックにすると薬代はこれだけ違う

【いずれも代表的な薬の一例。金額は薬代のみ。3割負担の場合】

### 糖尿病の薬

■ 1日1回・1回1錠  
1年間服用

先発医薬品 2,847円

ジェネリック  
医薬品

1,105円 ← **1,742円安くなる**

### 高血圧の薬

■ 1日1回・2種1回1錠  
1年間服用

先発医薬品 11,333円

ジェネリック  
医薬品

3,153円 ← **8,180円安くなる**

### 脂質異常症の薬

■ 1日1回・1回1錠  
1年間服用

先発医薬品 19,885円

ジェネリック  
医薬品

4,467円 ← **15,418円安くなる**

## 1年で大きな差！

ジェネリック医薬品にかえると、長期間薬をのみ続けなければならない場合や、高価な薬を使わなければならない場合に薬代の節減効果が大きくなります。糖尿病・高血圧・脂質異常症（高脂血症）などの生活習慣病のケースはその代表ですが、抗がん剤を使う場合なども薬代を低く抑えることができます。

当組合では、みなさんの個人負担額の軽減が図られ、組合財政の改善にもつながることから、ジェネリック医薬品の利用促進を推進しています。

被保険者と被扶養者のみなさんのうち、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に個人負担額の軽減が月額2,000円以上見込まれる方に対し、軽減可能額等のお知らせを送付しています。（年4回・3か月毎に、対象となった方のご自宅へ送付します。被保険者すべての方に送付するものではありません。）

■ すべての薬をジェネリック医薬品にできるわけではありません。特許が継続中の新薬にはジェネリック医薬品がなく、また、医師の治療上の方針でジェネリック医薬品に替えられない場合もありますので、まずは医師や薬剤師に相談してみてください。